

さらに、社会学や家族社会学の領域におけるジェンダー研究において80年代半ば以降展開された、「近代家族論」からも、未婚や離婚家族を「病理」とみなすこうした家族問題研究が批判される。ジェンダー視点にたつ近代家族論は、従来「標準」とみなされていた夫婦と子からなる核家族モデルが、歴史的に形成された家族、すなわち「近代家族」の特徴でしかないことを明らかにした（落合恵美子1997『21世紀家族へ〔新版〕』有斐閣；山根真理2001「ジェンダー研究的アプローチ」清水浩昭、野々山久也編著『家族社会学の分析視角』ミネルヴァ書房）。

シングルマザーの社会福祉や社会政策の研究領域では、従来、母子世帯の生活上の困難についてその経済的側面に主たる関心がおかれてきた。そこでは、母子世帯を「問題家族」、「貧困世帯」とみなし、かれらをどのように保護するかが課題とされた。母子世帯は福祉の対象として、貧困問題として研究されてきた。しかし1980年代半ば以降、同時期の家族社会学の展開にみられるように、核家族を標準とみなす福祉制度自体に問題があることが指摘される。制度が核家族を標準とみなしているために、そこから「外れた」人たちへは社会政策の受給が制限されること、つまり、制度自体にバイアスが埋め込まれていることが指摘されるようになる。また、シングルマザーが直面する問題が彼女たちのみに特有のものではなく、社会におけるさまざまなジェンダー格差に起因することが指摘されている。

こうした問題意識のもと、各世帯の経済的側面のみに着目するのではなく、シングルマザー当事者の視点に迫ってその生活全般にわたるニーズを把握しようとする調査研究が福祉研究者らによって行われている。代表的なものとして、中田・杉本・森田によるシングルマザーの日米比較調査（中田照子・森田明美・杉本貴代栄1997『日米のシングルマザーたち』ミネルヴァ書房）、埋橋らによる6カ国比較調査（家計経済研究所1999『ワンペアレント・ファミリー（離別母子世帯）に関する6カ国調査』）が挙げられる。前者は、日米のシングルマザーを対象にしたインタビュー調査から、両国のシングルマザーへの支援策について、とくに所得保障、職業訓練、子育て支援、カウンセリングなどによる精神的支援、情報提供の質と量に関する日米間の差異と改善のための提言が示されている。後者は、6カ国の離別シングルマザーを対象に、質問紙調査とインタビュー調査を行い、それについて、就労、生活、家計、所得保障制度、家族意識・ジェンダー観などさまざまな角度から分析している。この調査から、従来の所得保障を中心とした援助策だけでなく、就労、住宅、保育施策、養育費に関する法整備など総合的な支援策が必要であることが示されている。両研究に共通するのは、量的な公的調査や、制度比較研究だけでは明らかにすることができない部分、すなわち、制度利用上の問題点、生活の質の向上のための諸施策や、当事者のエンパワーメントのための施策を明らかにしようとしている点にある。そのための質的調査の重要性を示

している。利用者主体の福祉政策の必要性が唱えられる今日、シングルマザーの支援策を考えるうえでも、当事者のニーズを幅広くとらえ、それらをサポートするためのより効果的な施策のあり方を検討することが必要である。

なお、シングルマザーに関する情報を得るのに有用な全国レベルで実施されている調査の代表的なものに、厚生労働省『全国母子世帯等調査』、『国民生活基礎調査』総務省統計局『国勢調査』、『全国消費実態調査』、『家計調査』、『就業構造基本調査』などがある。とりわけ、『全国母子世帯等調査』は、ひとり親世帯を対象をしぼり、母子世帯の就労、養育費、公的制度の利用状況、生活意識などについて調査されており、シングルマザーの生活実態を知るうえでもっとも重要な情報源となっている。今後、質問項目や、属性ごとのクロス集計表の充実が望まれる。

IV シングルマザーの現状と法的問題点

1. 増加するシングルマザー

シングルマザーという言葉が一般化したのは、最近のことである。平成10年版厚生白書によれば、シングルマザーという言葉が使われたのは、1991年という。また、「児童扶養手当の切捨てを許さない連絡会」が「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」と名称変更したのは、1994年のことである。「片親」家庭が「ひとり親」家庭と言い換えられ、「母子家庭」の母はシングルマザーと言われるようになった。シングルマザーは、離別、死別、非婚、未婚を問わず、すべての母子家庭の母親をさす。

家族形態の多様化が進み、「両親家庭」が「正しい」家族で、それ以外は「欠損」家族であるとする考え方はもはや成り立たない。離婚率の上昇に伴う離別母子家庭の増加や未婚の母の倍増が大きな要因である。

2. 法的概念としてのシングルマザー

シングルマザーを法的に表現すると、「母子家庭」の母および「寡婦」となる。母子家庭および寡婦福祉の原則を示した「母子及び寡婦福祉法」(1964年制定、2001年改正)によると、「母子家庭」の母とは、配偶者と死別した女子であって現に児童を扶養しているものをいう(5条)。配偶者には事実婚も含む。同法には、死別母子家庭に準ずるものとして、1) 離別母子、2) 配偶者の生死不明の母子、3) 配偶者の遺棄された母子、4) 配偶者が海外にあって扶養を受けられない母子、5) 配偶者が身体的、精神的障害により長期に労働能力を喪失している母子が規定

されている(5条1項)。さらに、それに準ずるものとして、政令で、1) 配偶者が長期に拘禁されていて扶養を受けられない母子、2) 婚姻によらないで母となり、現在も婚姻していない母子があげられている。「寡婦」とは、かつて母子家庭として子どもを養育していた配偶者のない女性を意味する。行政措置としては、40歳以上の配偶者と死別した子どものない女性も含まれる。

また、児童扶養手当法は、「父と生計を同じくしていない」児童に支給して母子家庭の生活の安全を図ることを目的としている。手当支給の対象となるのは、1) 離別母子、2) 死別母子、3) 父が重度の障害がある母子、4) 父の生死不明の母子(4条1項以下) 家庭の児童である。さらに、これに準ずる場合として、1) 同法施行令1条の2で、1) 父が引き続き1年以上遺棄している児童、2) 父が1年以上拘禁されている児童、3) 母が婚姻によらないで懐胎した児童、4) 父母とも不明である児童をあげている。

統計上、厚生労働省「全国母子家庭等調査」の分類項目は、1) 死別、2) 離婚、3) 未婚の母、4) その他となっている(厚生労働省、2001)。

母子寡婦福祉法では死別母子が「母子家庭」の基準になっていること、児童扶養手当法が、1959年に国民年金法で定められた死別母子のための母子福祉年金制度の「生別母子」版として制定されたこと、いずれの法律でも、非婚の母については根拠規定が政令におかれていることから考えると、シングルマザーには、死別の母、離婚した母および非婚(未婚)の母の三種類があり、しかも、歴史的制約があるとはいえ、三者が法的には対等な扱いを受けていないことがわか

る。

3. 多様化するシングルマザー

シングルマザーは時代とともに変貌を遂げてきた。

1998年実施された「全国母子家庭等調査」では、1993年実施の前回調査と比べると、母子家庭は20.9%の増加で、全世帯数の2.1%を占める。なかでも、離別母子家庭が母子家庭の8割を占める。離婚母子家庭の変化をさらに詳しく見ると、1998年調査では離婚母子家庭は65万3600世帯であり、1978年と比較すると2.5倍に増えている。未成年の子のいる離婚増加の影響である。子どもがいても離婚する女性が増えており、しかも離婚時に女性が親権者になる割合が高いため、離婚シングルマザーは増え続けている。

非婚シングルマザーにも変化がみられる。前記「厚生労働省調査」によれば、「未婚の母」は前回の85%増である(6万9300世帯)。母子家庭の7.3%が「未婚・非婚シングルマザー」ということになる。非婚シングルマザー自体の質的变化も指摘されている(善積、1993、96頁)。十代を中心とした「未婚の母」だけではなく、中年世代の「非婚の母」が増えているとされる。女性の経済的自立が進んだこと、男性に依存しない生き方を選択するようになったこと、社会の寛容度が若干高まったこと、裁判や運動の結果として制度がわずかながら改善されたことなどが、その理由であろう。いつかは結婚することを予定されている「未婚の母」としてではなく、結婚を選択しないことを表わす「非婚の母」と意識的に呼ばれるようになったことから、その変化はうかがわれる。

4. シングルマザーの生活保障

母子家庭の平均年収は229万円であり、両親家庭の平均年収657万7000円の34%にすぎない。なかでも、離婚母子家庭の平均年収は216万円とさらに低い上に、別れた夫からの養育費の支払いを「現在受けている」のは20.8%、「受けたことがある」は16.4%、「受けたことがない」は60.1%を占める(1998年厚生労働省調査)。生別母子家庭の母のうち、86.8%が就労しているが、臨時・パートが37.5%を占め、常用雇用者は52.1%にとどまり、経済状況の厳しさが浮き彫りにされている。

5. 児童扶養手当法および母子寡婦福祉法改正

シングルマザーの生活支援のための現行制度は、1) 社会保障、2) 年金、3) 税の控除、4) 就労支援、5) 医療費援助、6) 住宅援助、7) 家事サービス援助、8) その他の優遇措置等があげられる。

なかでも母子家庭の所得に占める児童扶養手当の割合は高く、現在70万世帯以上が受給している。児童扶養手当は、1961年に離婚母子家庭の所得保障として創設された社会手当制度である。所得に応じて、子どもひとりにつき月額4万2370円(非課税世帯)あるいは2万8350円を支給され、子どもが3人以上になると、一人につき3000円加算される。離婚母子家庭の約9割、非婚・未婚母子家庭のおよそ7割が受給しており、生活保護とともにシングルマザーの生活を実質的に支えている。

ところが、2002年秋、児童扶養手当法および母子寡婦福祉法の一部改正が行われ、児童扶養手当の削減が行われた。まず、支

給対象を現行の年収 300 万円未満から 365 万円未満に引きあげ、満額支給の最低限度を年収 204 万 8000 円未満を 130 万円未満に引き下げた。年収 130 万円未満の場合は満額支給だが、130 万円以上 365 万円までは、1 万円年収があがるごとに年額約 2000 円減額になる。また、支給期間が 5 年を超えた場合は半額を限度に支給を停止する。さらに、母親の所得には養育費の 8 割が加算される。厚生労働省は、現在の受給世帯のうち 46%が減額になるとみている（日本経済新聞 2002 年 7 月 4 日付夕刊）。

養育費の給料天引き制度の導入については既述のとおりだが、そもそも養育費の取り決めについての明確な規定が必要である。1992 年に日弁連は、1) 離婚の際に養育費の額および支払方法について協議を行うことを民法に規定すること、2) 協議離婚制度に「養育費取り決め届け出制度」を新設して、離婚届時に養育費の額と支払方法を定めた合意書の届出を行うこと、3) 2) の合意書が履行されない場合、家裁に申立てることができる「養育費支払い命令制度」を導入することなどの提案を行っている。

6. 経済的自立の困難

児童扶養手当を削減する代わりに厚生労働省が出してきたのが、生活支援施策の導入である。各自治体に母子生活支援員を設置すること、子どもの保育所優先入所、資格取得のための訓練促進費の支給や無利子融資などが検討されている。

シングルマザーの生活支援で、もっとも重要でありながらももっとも不十分なのが就労支援である。現在、唯一頼りになるのが、職業訓練である。公共職業訓練所を通じて

職業訓練を受けた場合、通所期間中、基本手当（日額 4280 円）、受講手当（日額 600 円）、通所手当（月額 42500 円まで）が支給される(1)。法律婚を事実上解消した場合や事実婚の解消の場合も、未成年の子どもを扶養しており、所得制限以下の収入しかないときは、支給の対象となる。

だが、女性労働者全体の厳しい雇用状況の改善とシングルマザーの生活実態に即した就労支援が行われない限り、就労による経済的自立は難しい。シングルマザーの就労はパートタイマーや低賃金労働に集中している上に、子どもの養育、教育のために勤務時間や職種の制約を受けざるを得ない。また、無理を重ねて健康を害する場合も多い。

7. 社会福祉法制度の問題点

シングルマザーの生活にとって、社会保障による所得保障や社会福祉サービスは、いわば「命綱」である。だが、現行社会福祉法制の世帯単位主義と婚姻尊重主義によって、シングルマザーの生活保障の権利が阻害されている。

社会福祉の権利主体はシングルマザー個人ではなく、「子どもを養育する母」であり、むしろ「子ども」中心の法制度となっている（児童福祉法、児童扶養手当法）。社会福祉法制は生活の実態を重視する事実主義を採用しており、法政策の主要な関心は「近代小家族」の承認と育成にあるとされる（橋本、1999、188 頁）。だが、それは子どもの養育を主目的にする婚姻尊重に反しない限りでの事実主義に過ぎない。

また、硬直した世帯単位主義に基づく現行社会福祉制度によって、シングルマザー

はその多様なニーズと生活実態に即した支援を受けにくくなっている。法制度上は、法的な離婚が成立しないと社会保障が受給できないことになっており、事実上の離婚状態で別居している場合は、多くの制約が課される。ただし、ドメスティック・バイオレンスの被害者保護の観点から、行政は柔軟な対応を行うようになった。たとえば、住民票の記載がなくても、避難先にある福祉事務所で生活保護を申請でき、民法上の扶養義務を有する扶養義務者(たとえばまだ離婚していない夫)に対する扶養照会を行わなくてもよい。

児童扶養手当の場合、別居開始後1年たてば「1年以上の遺棄」に該当し(児童扶養手当法施行令1条の2、1号)、手当が支給されることになる。「遺棄」とは「父が同居しないで、扶養義務・監護義務をまったく放棄している場合で、母親に離婚意思がある場合」とされる。父の居所が判明しているが、妻が家を出て別居した場合は、父からの仕送り、連絡および父の酒乱または暴力、女性関係、犯罪、サラ金、ギャンブル狂の有無が問われる(2)。だが、ドメスティック・バイオレンスで夫の許から逃げている場合、1年以上という期間は長く、もっとも援助を必要とする時期に手当てを受給できないという矛盾が生じる。

8. 外国籍女性の場合

外国籍のシングルマザーはさらに弱い立場に立たされる。日本人の夫と離婚した外国籍の女性については、「日本国籍をもつ子ども」がいれば、その子どもに生活保護が支給される。事前に報告を行えば、離婚調停および離婚裁判期間中はビザ(査証)の延長が

認められ、生活保護の受給ができる。離婚成立後も、「日本国籍をもつ子ども」の親権者としての特別在留許可や定住ビザが出る可能性もあるが、確実ではなく、入国管理局の裁量に任されている。また、離婚紛争で外国籍女性が容易に親権者になれるわけではない。経済力がないこと、飲食業など、収入の多い職業が偏っており、職業上の差別から子どもの養育にふさわしくないと家裁で判断される場合がある。2002年11月、別の女性と同居している夫との婚姻が破綻したとして、最高裁により、その意思に反して離婚を命じられた外国籍女性が、配偶者ビザを失った結果、入管センターに即刻収容されるという事件が起きている。

9. 婚姻制度からの距離とシングルマザー

シングルマザーとなった理由によっても差別が行われている。とくに、母子福祉法制は、婚姻制度からの距離のおき方への当事者の責任割合に応じて、法による保護の手厚さが異なるしくみになっている。生活の困難さでは変わらないはずだが、死別は当事者の意思とはかかわりなく発生する事故であることから、遺族年金や寡婦年金が支給され、所得税や住民税の寡婦控除が適用される。対極にあるのが、非婚のシングルマザーである。婚姻制度からの意識的な「逸脱」とみなされる非婚シングルマザーに対しては、所得税法上の寡婦控除が適用されず、法的制裁とも言うべき差別的扱いが行われている。寡婦控除が適用されないと、課税所得が高くなって、税金や保育料に跳ね返り、児童扶養手当の所得制限にも影響する。

10. 児童扶養手当の非婚差別

児童扶養手当は「父と生計を同じくしていない児童」に対する所得保障制度である。離別母子家庭を主な対象とするが、婚外子も含むことはすでに述べた。しかし、児童扶養手当法施行令1条の2、3号には、婚外子の父が認知すると手当が支給されないとする括弧書きが付けられていた。年間300件にのぼる認知による支給停止がおこなわれていたということだ。1998年8月に改正され、認知があっても手当が支給されることになった。

父の認知による支給停止は、「父と生計を同じくしていない児童」として支給の対象であっても、父の認知により、法律上の父が確定したのだから、扶養義務のある父が扶養すべきであり、受給資格を失うのは当然だという考え方に基づく。児童扶養手当受給には所得制限があり、前年度の課税所得が基準となる。前述した通り、非婚の母の場合は所得税に寡婦控除が適用されないのので、死別や離別に比べると不利になる。また、同じく法律上の父がいる場合、離婚の場合は、父から養育費が支払われていても、児童扶養手当は支給される。婚外子についても事実婚の解消の場合と非婚の場合とは区別される。事実婚解消の場合は、父の認知があっても離婚と同じ扱いを受ける。

1998年法改正前の非婚の場合の父の認知の扱いは、非婚シングルマザー差別ではないだろうか。児童扶養手当法施行令の違憲性を争ったケースを検討してみよう。

11. 児童扶養手当差別裁判

奈良県の女性Aさんは、結婚しないで子どもを出産し児童扶養手当を受給していた。

だが、父が認知したため、受給を打ち切られた。そこでAさんは、奈良県知事を相手に、支給打ち切りは合理的な理由のない差別であり、日本国憲法14条違反であるとして、受給資格喪失処分取消を求めて提訴した。

1994年奈良地裁は、父の認知による支給停止規定を定めた児童扶養手当法施行令1条の2、3号の括弧書きを憲法14条違反であり無効とした(奈良地裁判決1994年9月28日、判例時報1559号31頁)。

奈良地裁は、1) 婚外子か父と母が婚姻あるいは事実婚関係にあったかどうかは、子ども本人が自ら選択できない出生によって決定された事柄であり、そのことを理由として支給に差異をつけることは、経済的な差別的取扱いである。2) 父は認知により子どもに対して扶養義務を負うことになるが、離別の場合や事実婚解消の前後を問わず父が認知したときは、父がいるのに児童扶養手当が支給されており、婚外子を区別することに合理性がない。3) 父が認知しても、離別(事実婚解消)家庭より経済状態が良好になるとは言えず、父が扶養義務を果たすべきは離別や事実婚解消の場合も同じであり、認知したことがただちに父による扶養と結びつかず、離婚後父が養育費を支払っている場合も手当が支給されていることから、非婚の子が認知された場合に児童扶養手当を支給しないことに合理的な理由はなく、差別であると結論づけた。

奈良地裁判決は、離婚および事実婚解消の場合との比較を行い、父と母が事実婚関係にない婚外子で父が認知した場合だけ支給停止になることの合理性を検討したものである。

控訴審の大阪高裁では逆転合憲判決が出

された(大阪高裁判決 1995 年 11 月 21 日、判例時報 1559 号 26 頁)。大阪高裁は、児童扶養手当受給資格のある児童を、1) 父が存在するが、その父に児童を扶養することを期待するのが困難な類型と、2) 父が存在しないために父による扶養を受けられない類型に二分して判断した。父が認知した婚外子は、2) の類型に属し、父の不在という事実がなくなるので、手当の必要性がなくなったとしてもそれなりに合理的であり、立法府の裁量の範囲内だとする。さらに、父死亡、父の生死不明を理由に受給していた場合に養子縁組をしたときや父の生存が確認されたときは、同じく支給停止になるのだから、認知された婚外子の支給停止は差別ではないと判断した。

しかし、認知は法律上の父子関係の成立要件である。認知しても父が扶養義務を果たすとは限らない。たとえ養育費を支払っても、手当よりも低額であることすらある。実際には、児童扶養手当を打ち切られないために、父に認知を求めない選択を強いて、「手当か認知かという二者択一的な深刻な悩み」を生じさせる弊害を生み出してきた(二宮、1998、279 頁)。

また、認知によって父に扶養義務が生じても実際に支払われなければ、子どもの生存権が保障されないという事態が生じる。さらに事実上の認知請求権の放棄は、子どもの父を知る権利やアイデンティティの権利を侵害する。このような取扱いは、国際人権規約や子どもの権利条約に確立された、子どもの平等処遇の原則に反する。

なお、最高裁は 2002 年 1 月、児童扶養手当打ち切り処分を無効とする判断を示したが、憲法判断は行わなかった(最高裁判決

2002 年 1 月 31 日)。

非婚の母だけが「認知か手当」かの選択を迫られる児童扶養手当制度の差別性を告発するために、Bさんは 1994 年に日弁連に人権救済申立を行った。同様の申立が 1993 年に、同じく東京都の C さんからも出されている。申立を受けた日弁連は、国および東京都下の市および区に対して制度改正を勧告した。1996 年、東京都は国に先んじて条例を改正し、認知されても実際の扶養がない場合は児童育成手当を支給することとした。

なお、児童扶養手当の給付審査の名目で、非婚の母には「未婚の母子調書」(第 3 号調書)が義務づけられていたが、ようやく廃止された。

[注]

(1) 雇用保険受給資格者については雇用保険法、母子家庭の母については地方公共団体の職業訓練手当支給要綱による。

(2) 実務では、遺棄成立のチャートが使われ、厳しく認定される。

奥村典子『シングルマザー—これがわたしの生き方』ポイックス、2002

しんぐるまざーず・ふぉーらむ編著『シングルマザーに乾杯!—離婚・非婚を子どもとともに』現代書館、2001

<参考文献>

二宮周平「児童扶養手当法における婚外子差別の検討」中川醇先生古稀祝賀論集『新世紀へ向かう家族法』日本加除出版、1998
橋本宏子「社会保障法と家族」利谷信義編『現代家族法学』法律文化社、1999
善積京子『婚外子の社会学』世界思想社、1993

V パイロット調査—シングルマザーの出産・養育の現状と環境整備の課題

1. 調査日時 2003年2月9日(日)

2. 場所 お茶の水女子大学生生活科学部

3. 調査対象者

関東在住の非婚シングルマザー4名

年齢は30歳台1名、40歳台2名、50歳台1名であり、同居している子どもの数は、2名の子どもを持つ人が1名のほかは、いずれも子ども1名のみであった。子どもの年齢は、10歳から4歳まで、いずれも小学生以下である。

職業は、常勤1名、非常勤1名、フリーランサー1名、無職(学生)1名。月収の平均は19万5千円であり、毎月の家計は赤字か、黒字でも苦しいと回答している。

4. 調査項目

- 1) 出産行動へ影響を与えた要因および前後の気持ちの変化について
- 2) 出産前後の支援について
- 3) 公的サービスの現状と課題について

5. 調査結果

1) 出産前後の気持ちの変化について

ここでは、出産行動へどのような要因が影響を与えているのか、調査を行った。

<医師の一言が大きな要因に>

非婚での出産を決意したのは、妊娠がわかったとき、妊娠3ヶ月くらい、妊娠がわかってから2週間くらいと、比較的早期に出産を決定している。ひとり、「妊娠前」という回答があったが、出産行動に与える医師の影響の大きさがうかがえる。

「そこは前段があるので、その前に妊娠したときにはまだ決心できなかった。次にそうなったら、何かその間に(意思が)固まっていったような意味では、妊娠前ですね。」

「結構決定的だったのは、診てもらった産婦人科のお医者さんが、命に対して半分ずつ責任があるということを書いて、思わぬ言葉をそこで聞いたので、結構これは喜んでいいことなんだと促されたというような気持ちがありました。」

「40歳台で妊娠ということ、自分にとって考えていないことが起きた。それを嫌なふうには自分自身思わなかったその気持ちをお医者さんが後押ししてくれて、あとはずっと、この子を育てていく方向で考えることができたと思います。」

「(以前のときは)医者が、ものすごい暴言を吐いた。20代にもっと遊んでいればよかったみたいなことを言った。次は、もう自分で別の医者で確認しようと思った。」

さらには、超音波診断で胎児の映像を見たことも、今回の出産を決意させる要因となっている。

「妊娠の診断に行ったときに画像で見たんですよ。超音波。微妙な胎胞というのが現れてくるのが見えたんです。そうしたらやっぱりもう存在がそこにあるって思ったら、それはもう産む決心を大まかにしていたのが、確信に変わるみたいな感じで、絶対産もうと思ったし、喜びみたいなものに変ったという感じはします。」

外国での出産を経験した回答者は、

「失敗した。しまった。こんな時に」と最初は思ったが、その国では中絶が非合法化されており、「周りの人たちはみんな、で

きたら産むもんだという常識になっているから」出産したと答えている。

<迷いを生み出すもの>

出産の決意を左右するのは、周りのサポートが期待できるかどうかのポイントのようである。

「むしろ、その時決心できないのは自分の決意が固まらなかったことと、やっぱり周りのサポートが得られない。一番当てにしていた母親が病気になった。ちょうど同じ時期だった。それがなければ、もしかしたら産んでいたかもしれない。」

さらには、相手との関係も迷いを生じさせる。

「全然予期していなかったもので、子どもの父親と結婚したかったが、向こうには家庭があって、もしこういうことになったら別れるつもりでいたので、迷って、出産を決めるまでの2週間というのは彼にも、誰にも言えないという状態だった。」

「彼が、私ともう一緒にやっていかないだろうとわかった瞬間、ああ、私はもう一人でやっていけなくちゃいけないんだと思ったらすごく強くなれて、それを後押ししてくれたのが教会の神父さんで、それはいいことを決めたと伝えてくれて、産むことと育てることは別だから、とにかく産むことだけ考えて、と言われて、それを聞いて、ああ、そうなんだなと思って。」

<周囲の無理解>

「まだ中絶できるよと言うのは日本人だけ。相手は誰？と聞いてくる女性もいたが、その国では、そんなことを言う人はいない。国柄がちゃんと見えた。その国では、子ども

が産まれることはとりあえずめでたいと考えている。」

「私もそういうふうに言われることがわかっていたので、誰にも言わなかった。母親だけには相談したけれども、友達には一切何も言わなくて、出産後、「実はね」と言って、「子どもがいるんだ、もう2カ月なんだ」と言ったら、みんな驚いて、何かその時の反応が本当にみんなびっくりした感じだった。」

「私も日本人からだけは「結婚したの」とか「結婚するの」と言われて、苗字は何になったのと聞かれた。」

<出産は結婚後が常識>

法律婚せずに出産したことに対する周囲の目は冷たい。

「やっぱり結婚してできるのが当たり前と思っているから、私が実は結婚しなくて一人で生んだんだと言うと、みんな顔がこわばって、気の毒にみたいな感じ。」

「かわいそうという。」

「口の悪い男友達とかは、もう何か「バカだな」とか。」

「そんな子、中絶すればよかったのにかそういう意味もあったかもしれない。」

<周囲の反応でうれしかったこと>

逆に、周囲の反応でよかったのは、病院での専門職からの支援である。

「とてもいいなと思ったのが、その国では、産院でシングルマザー向けの母子指導があるんですよ。授乳室も。私は母乳指導に、当時のパートナーと一緒に行ったので一般向けだったが、一般向けだとカップルでやっているの、やっぱり居づらい。」

「パートナーに向かってこういうケアをしないと言っていると、やっぱりパートナーがいない母親に言うのと違うので、そういうのがあるととてもいいだろうなと。」

「産院で、先生たちはあんまりいい感じを受けなかったけれども、助産婦さんたちに親切にしてもらったけど、退院するまでに避妊の指導とかはやらなかった。」

「ビデオの上映もあって、一人ずつに助産婦さんが避妊の指導をしてから退院させる。」

「そのビデオはみんな一緒に見た、入院している人。それで助産婦さんと1対1で話して、その時に、一人で産んだ状態だとわかった。避妊の指導をする必要もないというような感じだった。」

「病院の先生は「命」というふうな感じで考えた人たちもいたけども、助産婦さんはまだまだだったなという感じで、ちょっと傷ついたかな。」

<シングルマザー向けのケアが必要>

回答者のひとりが出産した、ある国のように、シングルマザー向けのケアの必要性が強調された。

「シングルマザー向けのケアがあったらすごくいいと思います。私も母親教室に何度か通った時が一番つらかった。一人で産もうと決心したけれども、未練や不安もあった。教室で、夫と一緒に来ている人もいるし、来ていなくてもみんなワイワイやっている中で、あの時の疎外感とか心細さとか、あれが一番辛かった。」

<身内の対応に傷つくことがある>

親やきょうだいなど、身内の心無い対応

に傷つけられている。

「傷ついたのはやっぱり身内からです。私は、とにかく妊娠して(出産を)決めた途端にもう周りに言いまくった。攻撃は最大の防御だと思って、後ろ向きにならないで、自分がうつ向きになっちゃうのも嫌で、まず自分が肯定する。だから、妊娠して何月に産まれるということをあらゆる人に言ったのです。親戚も言いました。」

「仕事場の人間にも言いました。仕事場の人間が典型的ですが、自分はいいかもしれないけど子どもがかわいそうと。」

「それから身内ですよ。私のきょうだいから、一人で子どもを育てることの苦勞を知っている。だからおまえはそんなことは大変だぞ、そんなことをわかってやるのかみたいなことを言って、あげくの果てに、男の子がもし生まれたら、男を育てるのは大変なことだ。男が生まれたら俺が引き取ってやろうかとか言う。」

<近くの他人のほうが頼りになる>

かえって、地域での他人からのサポートに助けられている。

「概して他人のほうが、考えて考えてその道を選んだんだらうと、尊重してくれていた感じがする。」

「大家のおじさんは、定員が増えますが契約しちゃえばいいんですかねと言ったら、ちょっと考えさせてくれとは最初言っていたのですが、それは何か不動産屋に相談してみるという、でもいいよと言って。」

<産院での出産>

どこで出産するかという点および出産後の措置について、産む女性の自己決定権が

尊重されていない。

「私は出産して、帝王切開だった。普通の出産だと1週間の入院、それで、帝王切開だと2週間です。家に帰っても面倒みてくれる人もいないからということでちょっと相談して、3週間、病院にいました。それで、食べることとか、元気になるころまでいられたのでそれはよかったです。」

「私、助産院で施設入院助産を望んで、望みがかなえられず自宅で出産をすることになってしまったんですけど、いわゆる自然出産というか水中出産しようとしたものですから、本当はその助産院で(したかった)。」

「ところが、助産院が、ちゃんと施設があったのにバックアップの医者がいろいろ周りで問題があったから、助産院絡みで訴訟があったから、自宅で産むやつは確信犯だからいいだろう。でも助産院に来るのは、普通の産婦人科よりも安いから来る人もいて、自然出産分娩に対する理解が必ずしもあるとはいえない。自宅出産を望むような人は自然分娩の知識があって、そのリスクも知っている。だから、自宅出産は受けていいけど施設出産はダメだというふうにしてその助産婦に言って、医者との関係がやっぱり切れないからというので私は自宅出産に追い込まれて、そのあげく、帝王切開になりました。」

「途中で、救急車で行きましよう、病院に。要するに羊水混濁で、それを出て来るときにズルッとやっちゃうといういろいろ障害があるかもしれないというので、病院へ行って助産婦は産みましよう判断してくれて、私もそれに従った。」

「だけでも医者はもう来たら、それじゃ下

から出しましようとは言ってくれなくて、上から引きずり出しましようということになった。それで泣く泣くというか、しょうがない、まな板の鯉だから、切られてまあ無事に出産。その後は順調に。」

2) 出産前後の支援について

出産後にどのようなサポートネットワークが効果的だったか、調査を行った。

<出産後の気持ち>

子どもの存在が、必ずしもプラスになるわけではないが、子どもが支えになっていることがわかる。

「私は子どもが産まれた瞬間、生まれて初めて抱っこしたときにもうすごくうれしい気持ちになって、それまでの不安が一気に飛んで、あの時本当に瞬時に変わるだなと思った。」

「確かに、やっぱりすごく大変になってきて、仕事も忙しくなってしまったので大変ですけども、いなければいいとかでなくて、多分ここまで頑張れるのはあの子がいるからかなと。」

「すごく仕事をやりたいタイプだったので、昔は徹夜しても全然平気だったんですけども、今はもう、そういうことがしたいとは思わないし、いい意味で仕事はここまでと区切りたいという感じで。」

<自助グループの大切さ>

「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」のような自助グループが、サポートネットワークとして期待されている。

「まだ妊娠4カ月ぐらいのとき、未婚で子

どもを産む人たちって、自分もそうなんですけど、どんな人たちなんだろうとか恐る恐る行ったんですけども、そこですごく元気もらって。結構みんな明るくて、ああ、こういう人たちが頑張っているんだなと思ったら全然特別なことに思えなくて。」

<友人関係や職場のバックアップも必要>

職場や組合の支援も大きな力になっている。

「私もこちらで一人で暮らしてずっと仕事をしていたし、今自分で暮らしていくというのが普通のパターンで、その私が子どもを産もうが何しようが、付き合っている人たちは、「あっ、そう」という感じで、みんな大体応援してくれる態勢になって。」

「高校時代のお友だちが、パートの帰りに家へ寄ってくれて、退院後、いわゆる産後の肥立ちの間までは来てやるよと来てくれた人がいた。」

「産後の肥立ちまでは古い友達が来てくれて、それ以降は、いわゆる産休や育休をとるということも、会社に正社員で勤めていたんですけども、小さい会社だとなかなか一人でやりにくいんだけど、団体交渉で春闘などやるときに、当然のことながら育児休業、うちは何時から何時まで何時間とりますということを組合の問題として交渉してくれた。私一人で、悲壮な思いで頑張る必要もなくてできた。労組があって本当に助かりました。」

<しかし、育児休業だけでは不十分、上司の理解>

職場の上司や同僚の理解があると楽だが、職場の現実派小さな子を抱えて働く女性に

ますます厳しくなっている。

「育児休業は6カ月ぐらいとった。職場復帰してからも、結構しょっちゅう休んだりしなければいけなかった。それから有給休暇は年間の半分ぐらいの時期でとり終わっちゃうんですね。その有給休暇も半日刻みでとれるように労組でも交渉してもらって、半日ごとの刻みでそれを併せて全部とって、あとは欠勤。有給休暇と同じぐらい欠勤をとりました。」

「比較的女性の職場だったし、今日はちょっと休まなきゃ、と言うと、「わかった」といって代わりに入ってくれる人もいたし、穴埋めをいろいろしてくれた。職場の理解はそういう意味ではあった。」

「私は、妊娠がわかってすぐ仕事を辞めてしまったので前（の職場）はわからない。子どもが3カ月のときに仕事を再開して、その会社は、比較的社長が理解があって、特例として、一応フルタイムだったので時間をみんなより1時間半早く動かしてくれたりした。」

「会社はやっぱりすごく厳しくて、小さい子どもがいて働いている人がいない。男性たちは奥さんが家にいて子どもがいるし、女性で何人かは40代か50代の人。ある一時期は仕事をしていなくて、もう子どもが中高生になったからカムバックしているという感じで。」

「やっぱり同世代でも、4、5歳ぐらいの子どもがいるという女性があまりいない。だから、子どものことを理由にすごく休みづらい。」

<乳児院の利用>

職探しの際に乳児院を利用した人もいた。

「私は乳児院を利用した。仕事やアパートを探さなくちゃいけないので。子どもは乳児院に預かってもらって、1カ月経ったら迎えに来るからねと言って、毎日通った。」

「子どもを預けたその仏教系のところは、いつでも来ていいですよと言ってくれて、私が事前に電話をすると、母乳をあげたいからミルクの時間でもみさせてくれたりしていてすごくよくしてもらって、それは1カ月弱だったんですけれども、あの時初めて、ああ、今まで税金払ってきてよかったなと。」

「請求書が来たんですけれども、1万円いってなかった。」

「乳児院って、孤児院というイメージがまだあるみたいで、そこに子どもを預けるといったら母が泣いちゃって、もっとほかの方法を考えなさいと言われて、でもほかに方法がなくて。見学しに行ってそんな悪い感じでもなかったし。それで預けて、うちの母も足を運んで、まあ少し安心してくれたかもしれない。建物もきれいで、子どもも食欲があって。」

3) 公的サービスの現状と課題について

公的サービスの利用のしやすさについて、現状と問題点を調査した。

<積極的に公的サービスを使う>

回答者たちは、公的サービスを調べて、積極的に利用している。しかし、シングルマザーへの偏見や無理解で傷つけられている人が多い。

「2人目のときは勉強していたので、あれ

使ってやろう、これ使ってやろうと一生懸命考えた。」

「まず、出産前に区役所へ行って使いたいといったのが、「入院助産」というシステムです。」

「それはひとり親関係ないですよ。とても低所得だったのでこれは使えると思って。」

「入院助産を使いましたね。訳のわからないシングルマザーで、非婚の2人目の子どもだから相手の男に出してもらえとか、親に出してもらえとかいろいろ言われたが、出してもらえると後の生活に無理がいかないと主張したら一応OKしてくれて、それで40万近くかかるものが4、5万で済みました。すごく助かりましたね。」

<使いにくい家事支援>

「あとは、「ひとり親の家事支援」、それも大変使いづらいものです。出産前に行って交渉したら、出せないと言われた。」

「2人目だからということと、非婚という理由(で最初は出してもらえなかった)。一番必要なときに何で出してもらえないんだと言った。助けてほしいと。それで渋々3日出してもらって。」

「うちの場合は、区の認可保育園ですが、私立で夜間保育園という特殊な枠組みの保育園で、10時15分まで預かってくれた。それがあるので私のような不規則な仕事もできた。そこに入れなかったら、ほかの仕事をしざるを得なかったと思います。」

<同じ立場の人の話が有効>

「同じ立場の人の話が聞きたい。マイノリティだから、普通の人たちの出産の話とか

そういうのが参考にならないんですよ。だから、同じ立場の人はどうしているとか、いろんな法的なこととかよくわからないから心配というのがあるから、そういう人たちとのネットワークというのが大事ですね。」

「窓口的に、例えば母子手帳を取りに行ったときにわかるとかそういうのがあるといいですね。シングルマザーの存在がないみたいにやらないで、産院で普及するみたいな姿勢は必要ですよ。」

「必要な情報についてのとっかかりが得られればいいと思う。」

「私の出産した病院はキリスト教系の病院だったのでカウンセラーがいて、いろいろこういう制度がありますとか何か用意していた。」

「個々の病院でも、例えば小冊子を作ったりとか、そういうのがあるだけでも全然違う。」

「児童扶養手当を知らない母子家庭の人が、少なからずいます。受けられるのかどうかかわからないんですよ。」

<行政の対応の姿勢>

「区の人に相談したが、ひどい態度でした。区の母子相談員の方は、私が母子寮のこととかいろいろ聞いても、家族と和解したらなどと言って。」

<母子福祉会>

母子福祉会は年代の差や死別母子家庭が多いことなどあり、あまり利用されていない。

「例えば各区に母子福祉会ってあるけれど何も機能していない。」

「行ったら話が通じないとか、向こうのほ

うが何も知らないとか。」

「多分死別したタイプが多いですよ。年代がね。」

「慈善バス旅行を平日やるのやめてほしいですよ。」

<児童扶養手当>

「申請に行ったら、認知されていてダメ、認知の場合は1年以上間がないとダメですと言われて、本当に最初仕事がなく、お金もないから何とかしようと思って窓口に行ったら頑張った。」

「でも、遺棄の定義がよくわからなくて、もし電話があったりした人はどうかと聞いたら、電話したんですか、じゃダメですよ、と言われて。」

「私は子どもの父が関わるというコンセプトでやっているの、結構出入りしていますので、児童扶養手当と都が出している児童育成手当など、ひとり親の制度は全部自分とは関係ないものだと思った。」

<母子福祉資金貸付>

母子福祉貸付制度も子どもの奨学金など、目的が明確でないと刈りにくく、利用されていない。

「ほとんどが子どもの奨学資金ですね。そういうはっきりした目的があれば借りやすいけど、それ以外の生活費とかになると敷居が高い。」

<住宅資金援助>

他方、住宅資金への要望は大きい。

「今、家賃が給料の半分ぐらいなので、都営住宅をいつも応募する。」

「ポイント方式で母子家庭の枠に応募する

と、やっぱり都内だと、母子家庭枠が2個とか3個しかなくてそこに何百も応募がくるわけです、母子家庭で。郊外に行けば倍率は低いですが、行けないです。母子家庭だからこそ、職住接近が不可欠だから。」

「都内だったら通勤時間がそんなにかからないので、都内から動けない。もっとその枠を広げてほしい。」

「家賃補助も必要。」

「家事派遣人はひどいです。使うなと言われました。」

「区民の何か貴重な税金なんだから、なるべく使わないでくださいと言われて。」

「私は大体1カ月に1回は利用しないので、年に7、8回ぐらい利用するんです。すごく仕事が忙しくて体調があまりよくなって家事がたまっちゃうというようなときにやっぱり土曜日とかに来てもらうんですけども、そうすると、何でいつも利用が土曜日なんですとか、計画的に何かあるんじゃないですかと言われて。」

「平日は熱が出ても仕事を頑張って、疲れているので、せめて土曜日に助けてもらいたいのだと説明しましたが、そういうことを言われること自体疑問です。」

「やめたいからのようだ。だけど、なくすのは困る。利用券などを配って使いやすくしてくれるとか、優待してくれるような形でやるならいいが、なくしてもらっては困る。」

「利用しにくくして、利用実績ありませんと言う感じ。」

「みんながよく使うということを想定していないんですよ。」

「ファミリーサポートだけど、近所の人でいい人が見つければいいが。あと向こうは

ボランティアという気持ちでやっているから、やっぱり無理は言いにくい。それから急には頼めない。」

<学童保育>

学童保育のニーズは高いが、自主事業としての運営であり、保育量負担が大きい。

「私のところが恵まれているのは、保育園もやっている母子寮があるんですよ。そこが自主事業的に放課後学童もやり、そしてその延長として夜間学童というのをやってくれているんです。」

「利用料金が格安なんですけど、1時間500円。それと弁当代が約500円ですね。それで、学童保育の枠組みで、放課後から6時まで、児童館の学童保育と同じで3,000円が利用料。それで夜間については、1時間500円なんです。それで最大9時までです。だから、500円掛ける3の1,500円プラス食費で1日約2,000円。」

「確かに1時間500円は、ファミリーサポートから考えれば安いと思うんだけど、一月やると4万ぐらい。」

「今まで保育料というと1万円前後ですよ。だけど、今まで払ったことのない保育料を払わないと今までどおりには働けないわけです。」

「そこも援助なしで自主事業でやっていて、ゆくゆくは800円まで上げたい、ファミリーサポート並みにとっている。でもそうしたら、ちょっとしんどい人は、預け控えをするんですよ。多分学童だから、家に置いておいても大丈夫だからと、夜も置いておいたりすると思うんですよ。母子家庭の方が利用料を躊躇している。」

「補助金とか付くといいのにね。」

「必要なものだと思うんですよ。」

<子育てか男並みに稼ぐかの二者択一を迫らない社会へ>

最後にシングルマザー施策として、どうしても必要なことをあげてもらったが、当然のことながら、就労問題が中心となった。

「住宅問題を考えてほしい。家計を見たときに、一番抑えられないのが家賃です。」

「男女の雇用時間の格差と賃金格差が大きいため、それがやっぱり一番の問題です。しかも子どもがいたら男並みの給与がもらえないと、両立できないという問題がある。」

「年齢などから、これから正規で働くには無理だけれども、たとえ話があつて、泊まりがあるだの出張があるだのということは、とても怖くてできないですよ。」

「人間的にも差別を受けているパートタイムの仕事に非常に不満で悔しいとは思いつつながら、かといってそこを抜け出て子どもを育てながら働けるかという、もう勘弁してほしいと思う。」

「過激にいっぱい働かないと、人並みの収入が得られないというんじゃないようにしてほしい。」

「選べるんだっいたらいいんですけど、選べない状態です。会社側としては、なるべくたくさんパートを雇って、少ない正社員で回していこうと思いますよね。そうすると、いわゆるリストラに生き残ったうえに復活した人たちは、人の2倍も3倍も働く。その影響で、子どもがいるからというのはまったく何の理由にもならず、すごく大変だなと思う。」「家へ帰ってから毎日子どもを寝かしてから仕事をやらなくては追いつかなくて、いつも仕事のことばかり

頭にあつて。何かこれっていいんだろうかって、辞めたいんですけども。」

「何かそういったところで迷いというか、これはおかしいって感じでわかっている。でも、仕事を変えることの厳しさを経験しているの、じゃあ大変だからもうちょっと楽な仕事を選べないですよ、怖くて。」

「子どもを育てるのは本当に個人的なことみたいにされている。」

「子どもは社会でみんなで育てるといった雰囲気がないと、子どもがいてごめんなさいという感じです、正直言って。」

「二者択一なのよね。子どもを育てるのか、それとも人並みに稼ぐのかどっちか、一方しかできないという社会。」

<婚外子は増えるか？>

今後、男女間の格差がなくなる限り、婚外子は増えないだろうという予測が述べられた。

「今みたいに男女間の雇用機会の格差が大きすぎると、女性一人で子どもを育てるというのが両立できない。子どもを産んだら一人で育てるのか、稼ぐか、あるいは低収入で耐えるかどっちかになるので、あえて選ぶ人は必ずしも増えないです。だから今の状況で経済的な雇用環境というのが変わらなければ私は増えないと思う。」

「あるいは、増えるとしたらそれは貧困の結果です。貧困の結果、男が養えないから離婚も増える。母子家庭施策の必要性のところでおかしいと思ったのが、経済的な理由によつての離婚が増えていることを書いていないでしょう。だから女の自発的な選択だというのは、分析を間違えている。」

「自立支援でなくても、男が稼げないから

女にしわ寄せがいつている。貧困は女性化しているということが明言されないと施策の方向も、女のほうにしわ寄せがいく。」

「ますますシングルマザーがマイノリティ化して、周縁化されつつも定着する。」

「北欧型の結婚そのものの不安定さというのを前提にしたシングルマザーは別のあり方で、それも一つの選択であると言えるかもしれない。日本の場合一つの選択と言ってしまうと、じゃあ自分で全部やりなさいというふうになる。だから、社会構造によって貧困ができていることを前提としたうえで、施策を考えないといけない。」

「特に日本の場合シングルマザー、親にとっても子どもにとってもすごく負担が大きいから人には勧められない。」

「私は勧めているかもしれない。」

「シングルマザーでも、とくに未婚と非婚の差ですごい違うと思いますし、「離婚だったらまだしも」と言いますからね。でも結婚しないで子どもを産むなんてもう言語道断と思っている人たちがいる。」

6. 調査結果の考察

以上の、シングルマザーの出産行動への影響要因および出産・子育て支援策に関するパイロット調査結果をまとめると、次の点が指摘できる。

1) 出産行動への影響要因

- ① シングルマザーの出産行動決定に、医師、助産婦などの医療機関の対応が大きな影響を与えている。
- ② 出産決定のポイントとして、家族、友人、職場の同僚・上司および近隣など周囲の理解が重要である。
- ③ しかし、結婚後に出産すべきという

社会通念の影響から、周囲の無理解・偏見によって、実際の支援にあたるインフォーマル・ネットワークの形成が困難になる場合が多い。

2) 出産前後の支援

- ① 出産前後の具体的支援については、職場や友人、近隣などのインフォーマル・ネットワークの援助が有効である。
- ② 個別のニーズに対応したケアが必要であり、シングルマザー向けの母親教室や産後のカウンセリング、情報提供が求められる。
- ③ 身内の無理解が大きな問題である。伝統的家族規範を守る意識が身内ではもっとも強く働く結果と考えられる。
- ④ 出産後の支援として最も効果的であったのは、自助グループである。
- ⑤ 同時に、職場の上司や労働組合の理解とバックアップが必要である。
- ⑥ 乳児院への偏見をなくし、求職活動期間に活用されるべきである。

3) 公的サービスの現状と課題

- ① シングルマザーは積極的に公的サービスを利用意欲が高い。
- ② もっとも利用されているのが、シングルマザー固有の制度ではないが、低所得者向けの「入院助産」である。
- ③ 「ひとり親家事支援」は使いにくく、利用を抑制するような行政の姿勢がみられる。

4) 必要な支援策および改善すべき課題

- ① シングルマザーの存在を無化するのではなく、実態を前提にした適切な情報提供を行うべきである。制度

の存在を知らずに、利用していない場合がある。

- ② 当事者のニーズを把握し、偏見や無理解のない、行政の適切な対応が望まれる。
- ③ 狭い範囲の特定目的でないと利用できない母子福祉貸付制度の検討が必要である。
- ④ 住宅資金援助、母子家庭優先入居、家事派遣事業など使いにくく、利用抑制の傾向がある。ニーズに即した制度運用が必要である。

1998年厚生労働省「全国母子家庭等調査」結果からも明らかのように、離別シングルマザーの増加とともに、非婚シングルマザーは急増している。シングルマザーの多様化が進行している現状を踏まえれば、シングルマザーの出産・養育を具体的に支援する施策を展開する段階に来ていると考えられる。

その場合に、下記の点が重要である。

- ① 核家族を標準とみなす福祉制度設計自体の検討を行い、家族の多様化に対応する福祉制度へと転換すべきである。
- ② 福祉制度およびその基盤となっている民法そのものの「核家族を単位とするシステム」にバイアスが埋め込まれていることを認識すべきであり、バイアスを除いた価値中立的な制度設計が望まれる。
- ③ 制度利用の主体であるシングルマザーの視点に立ち、当事者のニーズに即した施策が必要である。
- ④ 所得保障が中心的課題である状況は基本的に変わらないが、救貧敵福祉の発注ではなく、就労、住宅、保育施設など生

活全般にわたる総合的支援策が必要である。

- ⑤ 制度改革とともに、制度運用上の問題点を生活の質の向上および当事者の権利擁護の視点から検討して改善することが必要である。
- ⑥ 現行法制度の改革とともに、人びとの意識の改革に取り組み、多様な生き方を尊重し、子どもの権利や女性の選択の自由が実質的に尊重される社会の実現を目指した努力が行われる必要がある。
- ⑦ とくに、行政機関は偏見や無理解をなくし、シングルマザーや子どもの人権を守るために、教育・研修に努力する必要がある。

シングルマザーの抱える困難は、シングルマザーだけの特殊な問題ではなく、日本社会のジェンダー格差に基づく構造的な問題であることを認識しなければならない。

現在、職場全般に、子育てをしながら働き続ける女性にとってますます厳しい状況になっている。男女賃金格差の是正やパートタイム労働の条件改善などに努め、子育てか男性並みの働きかたかの二者択一を迫らない男女共同参画社会の形成に努める必要がある。そのことが、結局、少子化問題解決への道を開いていくに違いない。

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
平成14年度 分担研究報告書

主任研究「望まない妊娠、人工妊娠中絶を防止するための効果的な避妊教育プログラムの開発に関する研究」

男女間のコミュニケーション・スキルの向上に関する研究

分担研究者 北村邦夫

研究要旨

婚姻率の低下、離婚率の増加など、男女をめぐる関係性には様々な変化が起こっている。これらが少子化を更に加速させるだけでなく、子ども達の養育環境への影響など指摘されている。また、10代の人工妊娠中絶率と性感染症の拡大は、過去に例をみないスピードで増加している。その原因を、性行動の低年齢化と加速化の結果と単純化することは早計である。これらの問題の解決のためには、避妊教育を徹底するとか、コンドーム教育を推進するというような、従来から行われている手法に留まらず、新たな視点での取り組みが必要とされる時代となっている。性には生殖にとどまらず、快楽性、連帯性など重要な要素があるが、とりわけ男女間のよりよきコミュニケーションの手段として、性が大きな役割を果たしていることは否定できない。

本研究班では、これらの課題を探るべく、「男女の生活と意識に関する調査」を実施するとともに、国内外で行われている先行研究を収集・分析し興味深い結果を得た。これらの結果を通して、避妊や性感染症予防のための行動が現実化していかない根底には性に対する否定的な見方、態度があることが明らかになった。このような捉え方を変容させていくには、親自身の性に対する姿勢や態度、行動を変えると同時に、親子のコミュニケーションの促進、親から子への性情報の提供や教育をこれまで以上に推進し、また男女間のコミュニケーション・スキルをトレーニングしていく必要性が示唆された。次年度以降は、年代に応じた男女間のコミュニケーション・スキルを向上させるためのスキル・トレーニング方法を開発し実践していくことで、結果的に望まない妊娠や人工妊娠中絶、性感染症が減少することを期待したい。

研究協力者

菅睦雄（リプロヘルス情報センター）・瀬地山角（東京大学教養学部）・武川竹男（子どもの性教育研究ネットワーク）・堀成美（東京学芸大学大学院）・町浦美智子（大阪府立看護大学看護学部）・松浦賢長（京都教育大学教育学部）・村瀬幸浩（一橋大学）・杉村由香理（研究班事務局）

A. 研究目的

10代の人工妊娠中絶率と性感染症の拡大は、過去に例をみないスピードで増加している。その原因を、性行動の低年齢化と加速化の結果と断定するのは早計である。確かに、避妊や性感染症予防をテーマにした科学的、具体的な性教育が十分効果的になされているとは言えない

い上に、性行動ばかりが加速化するという現実をもってすれば、若者達の性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）が脅かされることは当然であるかも知れない。しかし、これらの問題の解決のためには、従来になかった新たな視点での取り組みが必要とされる時代となっていないだろうか。

日本人に限ったことではないが、家庭や学校、地域社会の中であって、たわいもない会話が交わされることがあっても、真面目に「性」をテーマとして話し合うとか、相談し合うことが極めて不得手である。そのために、「男女の付き合い方」「セックスとは」「妊娠」「避妊」「人工妊娠中絶」「エイズを含む性感染症」などについて、真剣に語り合うことも少ない。

本研究班では、前述した諸課題の解決のためには、日常生活の中で、例えば、親子、友人、教師一生徒、そして男女間のコミュニケーション